

期 日 令和 3年 3月25日  
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和3年 第3回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

## 令和3年第3回農業委員会総会議事録

令和3年3月25日第3回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 1時40分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第1号 農地の賃貸借の解除に係る不許可処分についての審査請求 (事件番号2020-48)に係る弁明書の追加提出について</p> <p>日程4、議案第11号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程5、その他</p>
2	<p>委員定数11名</p> <p>出席委員11名</p> <p>1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、 4番 大沼清人、 5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、 7番 松倉利幸、 8番 大嶋利幸、 9番 前野憲和、 10番 嘉門宏美、 11番 仙北清孝</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p>7番 松倉利幸 委員</p> <p>8番 大嶋利幸 委員</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 宮崎勉、次長 佐藤幸喜、係 田中一志</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、只今から令和3年第3回増毛町農業委員会総会を開催します。 会長から挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>3月25日ということで雪解けがかなり進みまして、みなさんちょっとバタバタしているかなと思います。岩見沢の方ではですね、相当雪が降ったようで果樹園のりんごの木だとかが枝折れがすさまじい状態になっているということで、数年前ですかね、10何年前かちょっと忘れちゃいましたがその時以来の被害ということで、せっかく大きくなったりりんごの木が根元から枝ごとむしり取られている写真を目にいたしました。幸いに増毛町ではそこまで雪が、去年よりは雪が多いと言いながらですね、実際に解け始めてみますとそんなに雪が多い感じがしないなど、去年からみたらありますけれども去年の方が異常ということで、普通の年からみたら若干少ないのかなという感じですが。田んぼの方も地面が見えているところがあると思いますけれども暑寒沢の果樹園の方もちょっとずつ地面が見えてまいりました。こうなりますと農業者はなんか落ち着きがないという感じが、なんかしなきゃならないなという感じに、焦る気持ちになるかなと思いますけれども、農作業事故が付きまといまいますので心を引き締めて作業にあたっていただきたいなと思います。本日はよろしく願いいたします。</p>
局長	<p>ありがとうございました。本日の出席委員11名です。増毛町農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しています。それでは増毛町農業委員会会議運営</p>

議長	<p>規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは第3回増毛町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、増毛町農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は7番松倉委員、8番大嶋利幸委員にお願いいたします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には田中一志君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、報告第1号「農地の賃貸借の解除に係る不許可処分についての審査請求（事件番号2020-48）に係る弁明書の追加提出について」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>報告第1号「農地の賃貸借の解除に係る不許可処分についての審査請求（事件番号2020-48）に係る弁明書の追加提出について」</p> <p>「農地の賃貸借解除に係る不許可処分についての審査請求（2020-48）」について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき弁明書を提出したが、令和3年3月5日に追加提出を求められたので別紙のとおり提出したことを報告する。令和3年3月25日 増毛町農業委員会会長。</p> <p>3月5日に道庁の担当者からメールにより連絡があり、事実関係と農地法条文のつながりがよく見えてこないという指摘があり、請求人の主張ひとつひとつに対して弁明を追加で提出してもらいたいということで今回弁明書の提出をいたしております。それでは弁明書を読み上げます。</p> <p>（弁明書の朗読）</p> <p>今までの経緯とこれからの予定を若干説明させていただきますと、<span style="background-color: #cccccc;">          </span>から第18条第1項に関して解約の許可申請があり、うちでは不許可という処分を下しています。それに不服ということで<span style="background-color: #cccccc;">          </span>が北海道の方に審査請求を行い現在審査中です。審理員が意見を取りまとめて審査会、この審査会というのは弁護士さん、大学の教授の3人で審査会をもつそうなんですけれども、そこに諮問をし、その決定により裁決が下ることになります。その裁決の内容によっては<span style="background-color: #cccccc;">          </span>なりうち、<span style="background-color: #cccccc;">          </span>が内容に不満がある場合には裁判をおこすとか、改めて農林水産大臣の方に再審査請求をするとかそういう手続きが考えられます。現状では審査請求中ではありませんがうちで下した処分、不許可という処分が有効な状態となっています。</p> <p>道の担当者の方に、「仮に今回、うちの処分が取り消された場合、解約が認められた場合に農地をすぐに返還することになるのでしょうか。すぐに返還となるとすでに耕作の準備を始めていた場合にそれまでかかった費用は自己負担となるのでしょうか。」それと「結果によっては、また再審査請求なり裁判なりの手続きを執ると結論がさらに先に延びてしまいますけれども、その間の耕作は可能なのか。」ということで問い合わせをし、回答が得られました。裁決については、「審査請求人に送達された時点で効力を生じることになっています。」ということで、裁決書が届いた段階で効力が生じると。「その結果、うちの処分が取り消された場合、現実問題としていきなり耕作をやめるわけにもいかないと思うので、耕作放棄や不耕作にならないようにそのあたりは知恵を拝借したいところです。別の契約形態で<span style="background-color: #cccccc;">          </span>に耕作を続けてもらうなど。それまで<span style="background-color: #cccccc;">          </span>が費用などを支出した場合も丸々損害とならないためにはなんらかの工夫が必要かもしれません。引き継ぐ人がいれば費用弁償するなど。」2番目、「結論が出ない場合の耕作ということで、再審査などで結論が出ない間は基盤法の18条で賃貸借が適法に継続していますので耕作が可能です。」ということで取りあえず回答をもらったんですけども、昨日から今日にかけて私の方で調べていたんですけども、審査請求そのものはその対象となった処分、うちで下した処分の効力やその後の手続きに影響を与えるものではないということなので、取りあえず現状ではうちの処</p>

分が有効な状態です。北海道の裁決が出た段階でうちが取り消されてしまうと、今度は北海道のその裁決が有効となります。再審査請求している期間であっても北海道のその裁決、取り消しが有効となります。ただ、執行停止という手続きがありまして、例えばちょっと例が違うんですけども、木を切ってもいいよというふうに許可をした場合、それに対して木を切られたら困るということで不服を申し立てて審査請求を行ったよと、したけども許可が出ているので木を切ることは可能なんですね。そうすると審査請求で裁決が出たとしてもすでに木を切られてしまっていると。そうすると審査請求の意味が無くなるので許可という処分、その執行を停止することが出来るということが規定されているようなんです。改めて今回、例えば裁決によってうちの処分が取り消されたとした場合に、北海道の裁決がうちの処分を変更する内容である場合、変更後の処分を前提とする後続の手続きの進行により著しい損害が生じるときに当該手続きの続行を停止することや北海道の裁決がうちの処分を取り消す内容である場合、うちの処分の取り消しにより著しい損害が生じるときには北海道の裁決の効力を停止することが考えられるということで、再審査請求の際に執行停止を合わせてお願いすることによってそのまま継続して耕作が出来るのかなというようにことでちょっと考えていました。ただ、再審査請求の結論が出た後、それがどこまで執行停止が続くのかという話になるとちょっとまだ先が見えてこないというか調べきれないです。

スケジュール的には [ ] に審理員が審査会に諮問をするそうです。この段階で結論が内定するという一方で [ ] の方とうちの方に内定通知というかそれが届きます。最終的な裁決に関しては [ ] を予定しているそうです。ここから仮にいずれかがまだ不満だよという話になると裁判、若しくは再審査請求という流れになってもうちちょっと先に延びる可能性があるということです。今のところは情報としてはここまでしかわかっていません。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。何かご意見ありませんか？

A [ ] は種まき出来るんでしょ？出来ないの？これから審査して結論が出るのが [ ] 。それ待ってから田植えなら間に合わないよ。

議長 今現在は農業委員会が決定した内容の効力が有効だから。

局長 [ ] には北海道の決定が出るので、それがうちの処分の取り消しになるとその段階で解約の許可ということになる。それに対してうちなり [ ] なりが再審査請求とかっていうことにするとうちちょっと先延ばしになる。合わせて執行停止が認められるかどうかはわかりませんが、認められるとそのまま耕作も可能だろうと思うんですけども。法令的な解釈なものですから自信がないところがあるんですけども。実際に北海道の窓口やってくれている人も自分の解釈でこういうふう書いてきているんですけども、ちょっと違うのかなっていうところも出てきていますし。

B 時期にはやることやらないといけないんでね。

議長 他にありませんか。

それでは次に進みます。日程4、議案第11号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」利用権35番については、 [ ] 委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。

それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。



	<p>営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。</p> <p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p> <p>田中 利用権37番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町見晴町 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m<sup>2</sup>、契約期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年11月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権38番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町暑寒沢 [redacted]、現況地目 田、面積 合計 [redacted] m<sup>2</sup>、契約期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年11月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権39番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町暑寒沢 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m<sup>2</sup>、契約期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年11月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは利用権37番から39番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権37番から39番については原案どおり可決されました。暫時休憩し、[redacted]委員は席へお戻りください。
田中	<p>再開いたします。利用権40番、41番について事務局に説明を求めます。</p> <p>利用権40番、41番については、今年の3月31日で契約が切れるので再更新するものです。</p> <p>利用権40番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、現況地目 田、面積 合計 [redacted] m<sup>2</sup>、契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年11月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権41番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、現況地目 田、面積 合計 [redacted] m<sup>2</sup>、契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>

議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは利用権40番、41番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権40番、41番については原案どおり可決されました。 日程5、「その他」事務局から何かありますか？ みなさんから何かありますか？ 本日の案件はすべて終了しました。第3回増毛町農業委員会総会を終了いたします。
	閉会時刻 午後 2時10分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	令和 3年 3月25日
	農業委員会会長 仙 北 清 孝
	議事録署名委員 松 倉 利 幸
	議事録署名委員 大 嶋 利 幸